

## タイにおける税務の基礎知識 第2回

今回はタイにおける決算から法人税申告書提出に至るまでの流れをタイ・日本の比較形式で紹介いたします。タイにおける法人税確定申告書は、日本の場合と比較的類似しており、基本的には確定した決算書に基づく当期純利益をもとに、税法固有の調整を行い申告書を作成し、提出することとなります。

| タイにおける手続き等  | プロセスの内容   | 日本における手続き等  |
|---|---|---|
| <p>タイにおいては、事業年度終了後、150日以内に、監査済の財務諸表を、所定の監督官庁に提出しなければなりません。なお株主総会は、事業年度終了後、120日以内に開催しなければなりません。法人税確定申告書は、事業年度終了後150日以内に行うこととなります。</p>  | <p>I. 決算の手順</p> <p>決算仕訳を反映させて会計帳簿を締め、財務諸表を作成します。また監査人による監査が必要な場合には、監査を受け監査証明を受領しなければなりません。</p>  | <p>日本においては、上場会社、大会社等は財務諸表について会計監査人による監査が求められています。法人税確定申告書は、事業年度終了後、2か月以内(申告期限の延長が認められている場合には、その延長した期間の末日まで)に行うこととなります。</p>  |
| <p>課税所得 = 当期利益 +/- 税務調整</p> <p>(1) 会計と税務の処理の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 見積費用の調整</li> <li>- 固定資産の減損、みなし売上等</li> </ul> <p>(2) 税法固有の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 交際費の調整</li> <li>- 事業遂行に関連しない費用の調整</li> <li>- 個人的費用、贈与、寄付等</li> <li>- 使途不明金</li> <li>- 仕入に係るVAT</li> <li>- 減価償却資産の償却に関する調整</li> <li>- 受取配当金に関する調整等</li> </ul> | <p>II. 法人税申告書の作成</p> <p>当期利益 ----&gt; 課税所得</p> <p>確定した損益計算書の当期純利益をもとに、課税所得を計算いたします。</p> <p>課税所得の計算は、当期純利益に対して、税法固有の調整を行うこととなります。</p> <p>この調整項目には大別して次の2つがあります。</p> <p>(1) 会計上の処理と税法上の処理の相違点の調整</p> <p>(2) 税法固有の調整</p> | <p>課税所得 = 当期利益 +/- 税務調整</p> <p>(1) 会計と税務の処理の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 各種引当金の調整</li> <li>- 固定資産の減損等の調整</li> </ul> <p>(2) 税法固有の調整</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 交際費の調整</li> <li>- 租税公課関連の調整</li> <li>- 減価償却に関する調整</li> <li>- 受取配当金に関する調整等</li> </ul> |
| <p>&lt; 零細事業者の場合 &gt;</p> <p>15万バーツ以下 ---- 非課税</p> <p>15万バーツ以上、100万バーツ未満 ---- 15%</p> <p>100万バーツ超 ---- 20%</p> <p>&lt; 零細事業者以外の法人 &gt;</p> <p>一律 ---- 20%</p>   | <p>III. 税額計算</p> <p>課税所得 ---&gt; 納税額</p> <p>(1) 課税所得 × 税率</p> <p>(2) 控除税額(該当があれば)</p> <p>(3) 申告納税額 (1) - (2)</p> <p>翌事業年度においては、確定申告に基づいた予定申告が必要となります。</p>   | <p>&lt; 中小企業者の場合 &gt;</p> <p>800万円以下 ---- 15%</p> <p>800万円超部分 ---- 25.5%</p> <p>&lt; 中小企業者以外の法人 &gt;</p> <p>一律 ---- 25.5%</p> <p>大会社の子会社である中小企業者に対しては軽減税率は適用しません。</p>   |

本文は現行のタイ、日本における税法について確認はしておりますが、あくまでも筆者の意見を取りまとめたものにすぎません。従いまして個別、具体的な判断を行う場合には、貴社の顧問弁護士、顧問会計士等の専門家にご相談してください。

<筆者紹介>

上原重典

XAT Thai Consulting Ltd.代表取締役／税理士法人ザット・パートナー

アーサーアンダーセン東京事務所・税務部門を経て独立し、2001年10月に上原・宇野共同税務事務所を設立。06年1月に税理士法人ザットへ組織変更。タイ法人は12年5月設立。

本稿に関する問い合わせは、電話 +66-(0)2-238-2118-9 または E-mail;s.uehara@xat.asia まで。